

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十一号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号口中「に規定する」を「又は第二十五条第七項の規定による」に、「届出書」を「届出」に改め、同号中ツを削り、ソをツとし、又からしまでをルからソまでとし、同号リ中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同号中リを又とし、八からチまでをニからリまでとし、ロの次に次のように加える。

八 法第十三条第三項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十二条第一項及び第二項の規定により、設立の認証を取り消すこと。

第二条の表第一号中「鹿島市」を「鹿島市 嬉野市」に、「基山町」を「基山町 有田町」に改め、同表第一号の四を削り、同表第二号の二ト中「厚生労働省令」を「条例」に改め、同号又及びヨ中「取り消すこと」を「取り消し、又はその指定の効力を停止すること」に改め、同号レ中「厚生労働省令」を「条例」に改め、同表中第四号の二、第四号の三及び第八号の三を削り、第八号の四を第八号の三とし、第八号の五及び第八号の六を削り、第八号の七を第八号の四とし、第八号の八を第八号の五とし、同表第九号中「各市町」を「各町」に改め、同表第九号の三中イから八までを削り、二をイとし、ホからワまでをロから又までとし、同表第十一号の二中「各市町」を「各町」に改め、同表第十七号及び第二十一号中「各市 吉野ヶ里町」を「吉野ヶ里町」に改め、同表第二十二号中イを削り、ロをイとし、八からソまでをロからしまでとし、ツからコまでを削り、エをソとし、同表第二十二号の二を削り、同表第二十五号中「各市（佐賀市を除く。） 吉野ヶ里町」を「吉野ヶ里町」に改め、同表中第二十五号の二を削り、第二十五号の三を第二十五号の二とし、第二十七号を次のように改め、第二十七号の二及び第二十七号の三を削る。

二十七 地方自治法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。

各市	吉野
ヶ里町	み
やき町	玄
海町	有田
町	大町町
江北町	
白石町	太
良町	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表第三号の二又及びヨの改正規定は公布の日から、同表第一号の改正規定（「鹿島市」を「鹿島市 嬉野市」に改める部分及び「基山町」を「基山町 有田町」に改める部分に限る。）は同年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十四年六月一日において、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第二条の表第一号の上欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の規定により知事がした認証その他の行為で現に効力を有するもの又は同日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては嬉野市長又は有田町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、嬉野市長若しくは有田町長がした認証その他の行為又は嬉野市長若しくは有田町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
<p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十五条第七項の規定による登記の完了の届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条第一項及び第二項の規定により、設立の認証を取り消すこと。</p> <p>ニ 略</p> <p>又 法第二十九条に規定する事業報告書等を受理すること。</p> <p>ル イ ツ 略</p>	<p>市町又は広域連合</p> <p>唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 嬉野市 神埼市 基山町 有田町 太良町</p>	<p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する登記の完了の届出書を受理すること。</p> <p>ハ イ チ 略</p> <p>リ 法第二十九条第一項に規定する事業報告書等を受理すること。</p> <p>又 イ ソ 略</p> <p>ツ 法第四十三条第一項又は第二項の規定により、設立の認証を取り消すこと。</p> <p>ネ ナ 略</p>	<p>市町又は広域連合</p> <p>唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 神埼市 基山町 太良町</p>
<p>一〇二・一〇三 略</p> <p>ネ ナ 略</p>	<p>一〇二・一〇三 略</p>	<p>一〇二・一〇三 略</p> <p>ネ ナ 略</p>	<p>一〇二・一〇三 略</p> <p>各市</p>
<p>二・三 略</p> <p>三の二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ イ 略</p>	<p>佐賀中部広域連合</p>	<p>二・三 略</p> <p>三の二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ イ 略</p>	<p>佐賀中部広域連合</p>
<p>一の四 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四条第一項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。</p> <p>ロ 法第十条第一項の規定による適当な措置をとるべきことを求める旨の申出を受理すること。</p> <p>ハ 法第十条第二項の規定により、必要な調査を行うこと。</p> <p>ニ 法第十九条第一項の規定により、報告を徴し、又は立入検査をさせること。</p>			

改正後		改正前	
<p>ト 法第七十六条の二第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に対し条例で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。</p> <p>チ・リ 略</p> <p>ヌ 法第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又はその指定の効力を停止すること。</p> <p>ル・カ 略</p> <p>ヨ 法第八十四条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又はその指定の効力を停止すること。</p> <p>タ 略</p> <p>レ 法第一百五条の八第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者に対し条例で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。</p> <p>ソ・ネ 略</p>	<p>ト 法第七十六条の二第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。</p> <p>チ・リ 略</p> <p>ヌ 法第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を取り消すこと。</p> <p>ル・カ 略</p> <p>ヨ 法第八十四条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消すこと。</p> <p>タ 略</p> <p>レ 法第一百五条の八第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。</p> <p>ソ・ネ 略</p>		
<p>三の三・四 略</p>	<p>三の三・四 略</p> <p>四の二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。</p> <p>四の三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第一項の規定により、知的障害者相談員への業務委託を行うこと。</p>		
<p>五ノ八の二 略</p>	<p>五ノ八の二 略</p> <p>八の三 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定により、地域を指定すること。</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。</p> <p>ハ 法第二十二条の規定により、関係行政機関の長等に対し資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べること。</p>		
<p>八の三 略</p>	<p>八の四 略</p> <p>八の五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の規定により、地域を指定すること。</p> <p>ロ 法第四条の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。</p> <p>ハ 法第二十一条第一項の規定により、関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めること。</p> <p>八の六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この号において「法」</p>		
	<p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p> <p>各市町</p> <p>各市町</p>		

改正後

	八の四・八の五略	九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ニ 略	九の二 略	九の三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	九の四〜十一 略 イ〜ヌ 略	十一の二 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ル 略	十二〜十六の二 略 十七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ハ 略	十八〜二十 略 二十一 駐車場法（昭和三十二年法律第六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ヘ 略	二十二 都市計画法（昭和四十三年法律第九号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）		各町	各町	佐賀市	各町	各町	吉野ケ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町	吉野ケ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町	吉野ケ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町	佐賀市
--	----------	---	-------	---	-----------------------	---	---	--	--	--	----	----	-----	----	----	---	---	---	-----

改正前

<p>という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第三条第一項の規定により、地域を指定すること。 ロ 法第四条第一項の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。 ハ 法第二十条の規定により、関係行政機関の長等に対し資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べること。 	八の七・八の八 略	九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ニ 略	九の二 略	九の三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第三条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること。 ロ 法第三条の二第一項の規定により、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。 ハ 法第三条の二第二項の規定により、許可を取り消すこと。 ニ〜ワ 略	九の四〜十一 略 イ〜ル 略	十一の二 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ル 略	十二〜十六の二 略 十七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ハ 略	十八〜二十 略 二十一 駐車場法（昭和三十二年法律第六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ヘ 略	二十二 都市計画法（昭和四十三年法律第九号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ 法第二十六条第一項に規定する試掘等の許可をすること。		各市町	各市町	佐賀市	各市町	各市町	各市町 吉野ケ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町	各市町 吉野ケ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町	各市町 吉野ケ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町	佐賀市
---	-----------	---	-------	--	-----------------------	---	---	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	--	--	--	-----

改正後		改正前	
<p>イ 略</p>	<p>二十三・二十四 略</p> <p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ・ロ 略</p>	<p>ロソ 略</p> <p>ツ 法第五十二条の二第一項（法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。 ナ 法第五十三条第一項の規定により、建築物の建築の許可をすること。 ニ 法第五十五条第一項の規定による土地の指定をすること。 ホ 法第五十五条第二項の規定による土地の指定等の申出を受理すること。 マ 法第五十五条第三項の規定により、土地の指定を申し出た者を土地の買取りの申出等の相手方として定めること。 ウ 法第五十六条第一項の規定により、土地を買い取るること。 平 法第五十六条第三項の規定による土地を買い取らない旨を通知した旨の通知を受理すること。 ノ 法第五十七条第二項の規定による届出を受理すること。 オ 法第五十七条第三項の規定により、土地を買い取るべき旨の通知をすること。 ク 法第五十七条第四項の規定により、土地を買い取らない旨の通知をすること。 ヤ 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行うこと。 マ 法第八十条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすること。 ケ 法第八十一条第一項の規定により、許可の取消し等の処分をすること。 フ 法第八十一条第二項の規定により、同条第一項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。 コ 法第八十二条第一項の規定により、立入検査をすること。 エ 略</p> <p>二十二の二 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行うこと。（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>二十三・二十四 略</p> <p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ・ロ 略</p>	<p>小城市</p> <p>各市（佐賀市を除く。） 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市</p>

改正後		改正前			
	<p>二十五の二・二十六 略</p> <p>二十七 地方自治法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。</p>	<p>八年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十二条第一項の規定による特定路外駐車場の設置の届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第十二条第二項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第十二条第三項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ニ 法第五十三条第二項の規定により、報告させ、又は立入検査をさせ、若しくは関係者に質問させること。</p>	<p>二十五の三・二十六 略</p> <p>二十七 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九条第一項の規定により、改良地区内における住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）で定める移動の容易でない物件の設置若しくは積の許可をすること。</p> <p>ロ 法第九条第四項の規定により、土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずること。</p> <p>ハ 法第九条第五項の規定により、同条第四項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>ニ 法第二十一条第一項の規定により、土地の試掘等の許可をすること。</p> <p>二十七の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の規定により、供給計画の認定をすること。</p> <p>ロ 法第五条の規定により、認定計画の変更の認定をすること。</p> <p>ハ 法第八条の規定により、報告を求めること。</p> <p>ニ 法第九条の規定により、認定事業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。</p> <p>ホ 法第十条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ヘ 法第十一条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。</p>		<p>各市 吉野ヶ里町 みやき町 玄海町 有田町 大町 町 江北町 白石町 太良町</p> <p>佐賀市 唐津市</p> <p>佐賀市 鹿島市</p>

改 正 後	
二十八 略	
改 正 前	
二十八 略	<p>ト 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律施行規則（平成五年建設 省令第十六号。チにおいて「省令」 という。）第一条第三号の規定によ り、継続的収入とすることが著しく 不適當である場合における入居者及 び同居者の所得金額を認定すること。 チ 法第三条の供給計画の認定の基準 に係る事務で、省令で定めるもの</p> <p>二十七の三 地方自治法（以下この号に おいて「法」という。）に基づく事務 のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九条の五第一項の規定により、 新たに生じた土地の確認の届出を受 理すること。</p> <p>ロ 法第二百六十条第一項の規定によ り、市町の区域内の町又は字の区域 に係る届出を受理すること。</p> <p>各市 吉野ヶ 里町 みやき 町 玄海町 有田町 大町 町 江北町 白石町 太良 町</p>